

消防の動き



- ▶ **新時代に即した消防団のあり方について
(概要)**
～「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」報告～
- ▶ **消防活動が困難な空間における
消防活動支援情報システムの開発**
- ▶ **韓国大邱市地下鉄火災^{テグ}の調査結果概要**

平成15年
5月号
No.386

消 防 庁

新たな局面を迎えた 地震防災対策



愛知県知事 神田 真秋

昭和54年の地震防災対策強化地域の指定や平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、本県では、様々な地震防災対策に取り組んでまいりました。そうした中で、東海地震に関しましては、13年6月に国の中央防災会議で従来の想定震源域が見直され、14年4月には本県における地震防災対策強化地域が従来の新城市1市から政令指定都市の名古屋市を含む58市町村に拡大して指定されました。このように、県内の約2/3の市町村が強化地域に指定されたことにより、本県の地震防災対策は新たな局面を迎えました。

また、東南海地震に関しましても、13年9月に国の地震調査研究推進本部から今後30年以内の発生確率は50%程度と公表され、14年7月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。

こうした動きを踏まえて、本県では地震防災対策を県政の最重要課題と位置付け、13年12月に「地震対策会議」を設置し、全庁をあげて地震対策に取り組むことといたしました。

まず、県民の皆様には地震に対する正しい知識と認識を持っていただくことが大切であることから、14年2月に県民の地震に関する意識調査を実施いたしました。その結果、県民の多くは「地震に対する関心は高いが対応ができていない」との結果を得ましたので、地震防災の知識を広く普及するため、啓発パンフレットを作成し、県内全戸に配布いたしました。

さらに、地域の防災力を充実するための新たな取り組みとして、14年度から年間12日間にわたる「あいち防災カレッジ」を開講し、227名の「あいち防災リーダー」を養成いたしました。現在、各地域において講演会や研修会の講師を務めるなど、様々なご活躍をいただいております。

さらに、昨年10月には、警戒宣言時の対応計画を含む県地域防災計画の全面改定を行うとともに、11月には本県が今後5年間に取り組むべき地震防災対策を総合的にとりまとめた行動計画「あいち地震対策アクションプラン」を策定しました。このプランでは、全国で初めて数値目標を設定し、地震防災対策を計画的かつ効果的に推進することとしております。

このアクションプランの取組みの一端をご紹介しますと、県有施設や県立学校などの耐震改修、緊急輸送道路や水道施設の耐震化などを重点的に実施するとともに、既に実施している民間木造住宅の無料耐震診断を耐震改修に導くため、15年度からは耐震改修費にも助成することとしました。この助成制度は、市町村とタイアップして、最高60万円の補助を行うものです。

このように、今後とも、公共構造物や建物等の耐震化に重点的に取り組んでまいります。

地震防災対策は、行政のみならず、事業者、県民、NPOなどの主体がそれぞれの責務と役割を認識し、一体となって取り組んでいくことが必要です。そのため、防災協働社会の形成を目指した「地震対策推進条例（仮称）」の制定や、東海地震や東南海地震などの地震被害予測調査、大都市が強化地域に含まれたことに伴う帰宅困難者対策、自主防災組織の活性化の支援など様々な施策を積極的に実施してまいります。

今後とも、県民が「安心」して「元気」に暮らせる愛知づくりに取り組んでまいり所存であります。

新時代に即した消防団のあり方について(概要)

～「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」報告～

消防課

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより平常時の啓発活動など幅広い分野で地域防災の要として重要な役割を果たしていますが、社会環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン化等のさまざまな課題に直面しています。

そこで、平成13年6月に「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」を設置し、委員会においては、社会環境の変化や消防団の現状を踏まえた今後の消防団の役割等について審議が進められてきました。

今回、検討、議論の成果を整理した最終報告が行われました。



1 消防団を要とする地域防災体制の確立

(1) 常備消防との関係

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化

(2) 自主防災組織との関係

十分な訓練や経験を積んでいる消防団は、自主防災

組織や住民に対するリーダーシップをとることが必要

(3) 事業所との関係

今後も、団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組みや消防団と事業所の防災活動との連携のための取組みが必要

- ・民間に相当数の雇用を抱える事業所が見られない地域等で、国家公務員・地方公務員による入団を推奨、農業協同組合等公共的団体職員の入団を推奨

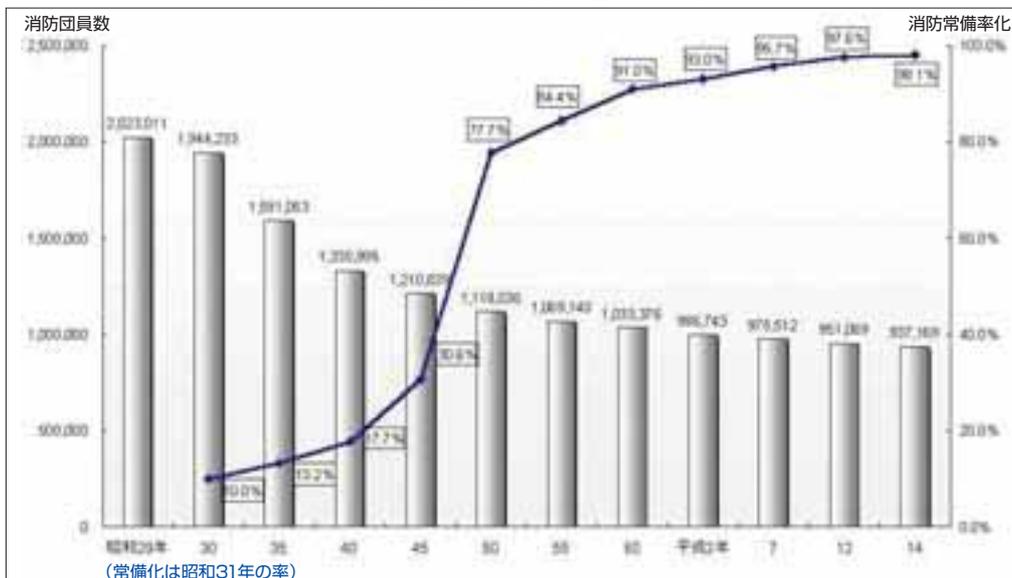
(4) 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民のニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割をあらためて考えることが必要

市町村合併が行われた際の消防団のあり方については、地域コミュニティとの関わりも含め、地域に密着した消防団活動の特性が損なわれないような配慮とともに、市町村の区域における消防防災活動の一体性の保持に配慮が必要

- ・市町村合併に伴う消防団の組織の統合を行わないことが適切とされる場合には、消防機関の一体的運用に十分留意しつつ、市町村が連合消防団長等を設置

消防団員数と消防常備化率の推移





2 消防団員数の確保等

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮していくには、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保が必要

何らかの合理的な目標を設定し、団員数確保の具体策を講じていくことが適当。具体的な目標数値については、次の二つの観点から、各市町村が地域の実情を踏まえて設定し、当面、全国レベルで約100万人の団員確保を目標とすることが適当

- ・市町村がそれぞれの地域で必要と判断し設定している条例定数（全国で約99万人）
- ・常備消防の充足率の進展が落ち着いてきた昭和60年の団員数（全国で約103万人）

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備が必要

(3) 女性団員の確保

当面、例えば、各消防団ごとに団員総数の少なくとも1割以上の女性消防団員の確保といった目標を設定し、行政全体で女性消防団員の確保を推進

(4) 若年層の入団促進と高齢化への対応

災害現場における実働活動を行う消防団活動の安全

確保のため、若手・中堅団員の確保や中高年齢者が活動しやすい環境づくりが必要



3 地域の実情を踏まえた組織・運営の充実・多様化

住民の価値観の多様化等を踏まえある程度多様な組織・運営のあり方の検討が必要



4 施設・設備の充実整備

国庫補助制度等を有効活用し、詰め所等の施設・設備を充実・改善。特に、エンジンカッター等の大規模災害時の救助資機材等について消防団の役割に見合う整備を推進



5 教育訓練の充実

サラリーマン・女性団員等の増加を踏まえ、在宅学習方式の導入等が重要



6 団員の処遇(報酬、出動手当等)の改善

各地域の実情を踏まえて、消防団員の処遇の改善や報酬制度のあり方の検討が必要



新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会委員名簿 (敬称略:五十音順)

委員長	伊藤	滋	早稲田大学教授 慶応大学大学院客員教授 東京大学名誉教授
委員	秋本	敏文	市町村職員中央研修所学長
委員	五十嵐	幸男	長野県消防協会参与
委員	開田	隆人	石川県金沢市消防本部消防長
委員	小泉	秀子	静岡県裾野市消防団女性消防部長
委員	小西	砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科教授 同大学産業研究所教授
委員	重川	希志依	富士常葉大学環境防災学部助教授
委員	鈴木	正弘	東京消防庁防災部長
委員	瀧澤	忠徳	日本消防協会常務理事
委員	中島	芳昭	日本商工会議所理事・事務局長
委員	針ヶ谷	照夫	全国町村会常任理事 群馬県板倉町長

韓国大邱市地下鉄火災の調査結果概要

特殊災害室・消防研究所



1 はじめに

去る2月18日午前9時53分頃、韓国大邱市において地下鉄車両火災が発生し、死者約200人に及ぶ大惨事になったものです。

我が国においても、韓国と同様に、多くの地下鉄道や地下駅舎がありますが、昭和43年の営団地下鉄日比谷線の車両火災を機に、車両の不燃化等防火安全対策が講じられ、また、昭和47年に国鉄北陸本線の関越トンネルの列車火災で多数の死傷者が発生したことにより、昭和50年に地下鉄道の火災対策の基準が策定され、現在に至っているところです。

消防庁においては、今回の火災状況を把握するため現地調査を実施することを決定、2月19日から2月23日まで独立行政法人消防研究所 山田第5プロジェクトリーダー、鄭特別研究員を派遣、また、3月2日から3月5日まで消防庁特殊災害室 佐藤課長補佐を派遣し、それぞれ現地調査を実施しました。韓国においては、韓国行政自治部消防局（日本の総務省消防庁に相当）や、現地大邱広域市消防本部において火災状況のヒヤリング・火災現場の状況視察を行いました。以下、火災概要と現場視察をもとに火災の状況を紹介します。



2 火災の概要

2.1 火災の諸元

2003年2月28日午前6時時点における大邱広域市消防本部による公表内容は以下のとおりである。

(1) 出火概要

①発生日時

- ・出火日時：2003年2月18日（火）09：53（推定）
- ・覚知及び出動時刻：09：54（覚知）、09：55（出動指令）
- ・1次隊の現場到着時間：09：58（中部西門路、北部救助隊）

②鎮火日時

- ・鎮火時刻：13：38

③出火場所

- ・住所：大邱広域市南区南一洞143-1～90番地
- ・発生場所：大邱市地下鉄一号線 中央路駅構内（地下3階部分）の列車の1両目車内

(2) 被害状況

①死傷者の発生状況

人命被害：343名

死者198名（身元確認者49名）、負傷者145名※

※3月14日 韓国行政自治部消防局資料

②列車被害

客車12両（6両編成2列車）全焼

(3) 消防体制

①人員、車両、資機材

- ・組織：1本部、6消防署、1航空隊、6救助隊、43派出所、45救急隊 等



火災電車内部



構内延焼状況

- ・ 人員：総員1,150名（行政247名、警防252名、運転394名、救助76名、救急181名）
- ・ 資機材：ヘリコプター1機、消防車両222台（ポンプ車65、水タンク車35、化学車9、高架車（はしご車）6、屈折車7、掘削機1、その他99）、火災鎮圧装備：11,341点、救助装備4,753点

② 支援体制

- ・ 大邱広域市消防本部は、1本部6消防署からなる。本部で管制室（通報受付、出動指令等）を運営し、火災及び災難事故時に管轄消防署が第1次出場後、火災規模により、近隣消防署に第2次出場、第3次出場又は全消防人員の出場指示
- ・ 事故類型により、緊急救助機関及び関係機関の支援を要請
- ・ 緊急救助及び災難収拾は関係機関別に応援協定を締結 68カ所
- ・ 毎年初頭に、「災難管理法」及び「緊急救助活動の現場指揮に関する規則」により、緊急救助機関別に支援受入体制（動員可能人員、装備等）を整備

③ 今回の火災時の広域支援状況

- ・ 広域支援の有無：近隣の広域地方自治団体2道（慶尚北道、慶尚南道）からの支援及び大邱広域市内の緊急救助機関団体（15）からの支援

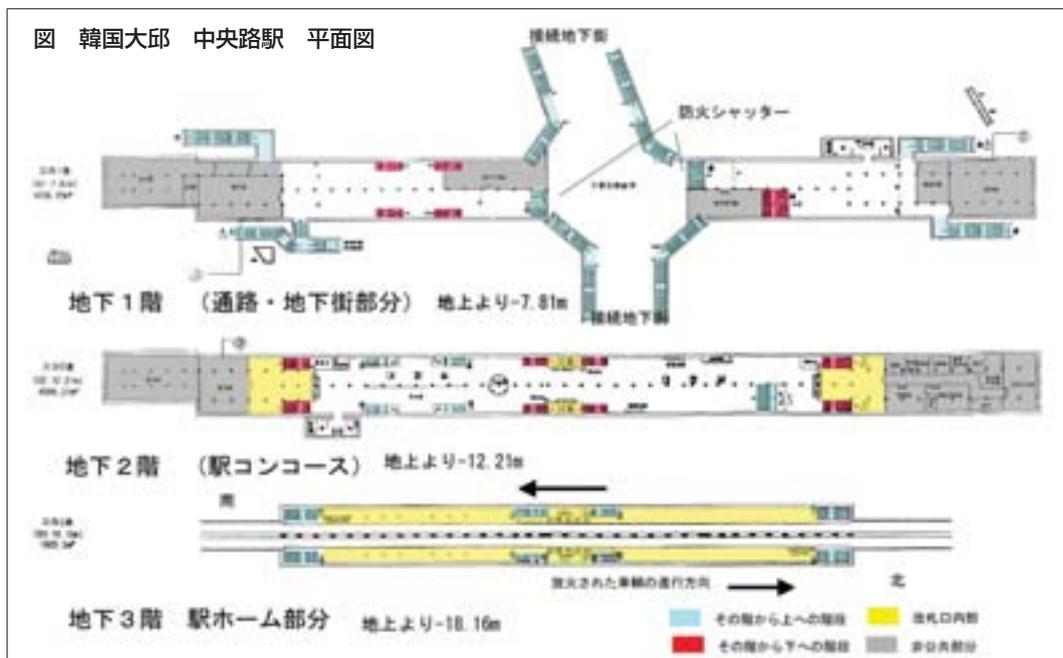
- ・ 要請事項：広域自治団体 消防人員及び消防装備を要請
- ・ 緊急救助機関：電気、ガス等の専門分野を要請

2.2 地下駅舎等施設の状況

火災が発生した地下鉄駅舎施設は、地下3階からなるコンクリート造の施設で、乗降駅は地下3階（地上面下約18m）に位置し、ホームは上り下り線の分離方式です。火災はこのうち上り線の停止車両で発生しました。乗降場には、地下2階の駅コンコースに至る4つの階段（南北端各1箇所、中央2箇所）がありました。

地下2階（地上面下約12m）は、地下鉄駅へのコンコース広場となっており、乗降場に至る改札口（南北端各1箇所、中央上り下り用各々1箇所の計4箇所）が設けられていました。コンコースは広い空間で、地下2階から地下1階へ至る計5つの階段が分散して配置されています。

地下1階（地上面下約8m）には、南北方向に地下鉄コンコースが設けられるとともに、道路交差点の直下の中央広場で接続する地下街が東西方向に併設されています。地下街は、コンコース部分から半階層上ったレベルにあります。火災初期に、コンコース側から地下街に煙が流れ込みましたが、この間にある防火シ



ャッターが早期に降りたため、地下街への影響は煙による軽微な汚損にとどまりました。また火災時には店舗が開店前で殆ど人がいなかったこともこの場所での混乱や被害軽減に役だったと考えられています。地下街の中央広場には計8箇所の屋外への階段が設けられていますが、コンコース部分間のシャッターが閉まると、駅舎部分から屋外へ至る出入口は東西コンコース端部の各2箇所、計4箇所に限られます。後述するように、消防隊のうち4隊は、この4箇所の出入口に部署して救出活動を実施しました。

こうした地下空間での防災設備としては、地下1, 2階に全域にわたってスプリンクラー設備が設置されていた他、排煙設備等も設置されていました。一方、乗降場である地下3階には、スプリンクラー、排煙口はなく、かわって8箇所の屋内消火栓および消火器が常備されていました。その他、各階にわたって設置されていた消防関連設備としては、自動火災報知設備、非常用放送設備、非常警報設備、誘導灯、非常用照明灯、上水道消火用水、連結送水管、非常用コンセント、無線通信補助設備等、我が国でも馴染みのある設備が用意されていたことが明らかとなっています。なお、防煙区画のための垂れ壁が不燃材ではなく、ポリウレタンでできていたために、高温の煙で融けおち煙溜まりとしての用をなさなかった状況でした。

2.3 出火とその後の被害拡大状況

報道でも伝えられているように、『アンシム（安心）行の地下鉄内で列車が中央駅に停車後、放火容疑者であるK（男性56才）が右側座席の上に置かれた鞆からプラスチック類の瓶の蓋をあけてライターをつけた瞬間、ポンという音とともに着火し、火炎がKの服及び車両座席シートに引火して急激に車内部から燃焼した』といわれています。詳細は、国立科学捜査研究所で出火車両を捜査中ですが、着火した内容物は、約2リットルのガソリンであると確認されています。また着火後、乗降場に煙が拡大し、天井附近のカメラは1分も経たないうちに視界が閉ざされる状況でした。

一方、火災発生直後に隣接駅を発車した下り車両が、出火約4分後中央路駅に到着し停車。火災による停電

等のため運行ができなくなり、そのまま停車したため延焼しました。この際、運転士、管制官の管理上の不手際から、車両の扉が開放されなく、また適切な誘導が行われなかったため、多数の乗客が車両内に閉じこめられたまま焼死するという痛ましい事故となりました。車両内に閉じこめられた状況は、乗客の一人が撮影したデジタルカメラで断片的に推察する事ができますが、現時点で、避難者の行動や、死傷者の救出・発見状況は不明で、被害拡大の全容の理解につながる情報は得られていません。

2.4 消防活動概況

消防本部は、中央路駅近くにあり、『最初に119番通報があった時点で、窓から煙の立ち上っているのが確認でき、重大な事態であることが直感的に判った』そうです。

消防隊到着時、『地下鉄出口で濃煙が噴出している状態であり、濃煙の中、避難者の一部が自力で出口から出てきていた。自力で出ることができなかった人々の「助けて」という悲鳴とともに、死傷者が多数倒れていることが判ったため、救急・救助活動を優先して実施し、人命救助後に放水鎮火に臨んだ。』とのことでした。

消防活動においては、構内に濃煙と熱気が充満しているため空気呼吸器なくして進入は不可能でした。特に地下階が深く（地上から地下3階の乗降場まで約160m）、階段構造が複雑であり、視界が確保できない濃煙の中での進入及び活動は困難を極めました。

全体の部隊運用としては、6隊ある救助隊のうち、4隊を4つある地下鉄出入口に配置させた他、残る2隊を隣接駅からトンネル伝いに進入隊員が進入し（駅間850m程度）、消防ホースは道路上にある換気口を通じて放水・鎮火活動を実施したとされています。

3 今後の対応

韓国の地下鉄火災事故の調査結果及び我が国の一斉点検結果の報告等を踏まえ、消防庁と国土交通省が連携して、今後の地下鉄の防火安全対策の充実に努めていきます。

メールマガジン? てどんなもの

消防庁のホームページの中にある消防団のホームページよりメールマガジンが配信されることになりました。これについては本誌13ページに詳しく掲載されています。ところでこのメールマガジンというのはどういったもので、どんな利点があるのでしょうか。

メールマガジンとは、その名前のとおり「メール」で配信される「雑誌」のようなもの、つまり、インターネットの電子メールを使って、あらかじめ登録した読者に配信される情報提供サービスのことをいいます。一般的な略称としては「メルマガ」と呼ばれています。

この「メルマガ」、個人でも簡単に発行できるためとても多くの種類があります。日本では、1971年1月配信サービス会社によりスタートした時点ではたったの15種類、読者も延べ1万人程度でしたが、2002年8月時点で、2万4,406種類、読者も延べで2,563万人というので驚きです。内容はニュースから趣味の関連など多岐に渡り、今やビジネスにつながる手段としても注目を受けています。中にはお金を払わなければ受け取れないものもありますが、その多くは無料で消防団の「メルマガ」ももちろん無料です。

また、読者（消費者、ユーザー）が自発的または同意のうえで参加・購読することをさして「オプトインメール」とも呼ばれます。「オプトインメール」とは読者（消費者、ユーザー）が、関心のある情報を得るために自発的に登録したり、企業が消費者の同意を得たうえで送る電子メールのことをいいます。つまり「オプトインメール」では、受け手である読者（消費者、ユーザー）が、そのメールの届く理由と、送り手である企業との関係をきちんと認識しているということ

です。これに対して、読者（消費者、ユーザー）のもとに勝手に送りつけられるのが「スパム」と呼ばれるプロモーションメールです。これが状況によっては「迷惑メール」と呼ばれることもあるのです。

※オプトイン：自らの意思で電子メールを送ることに同意

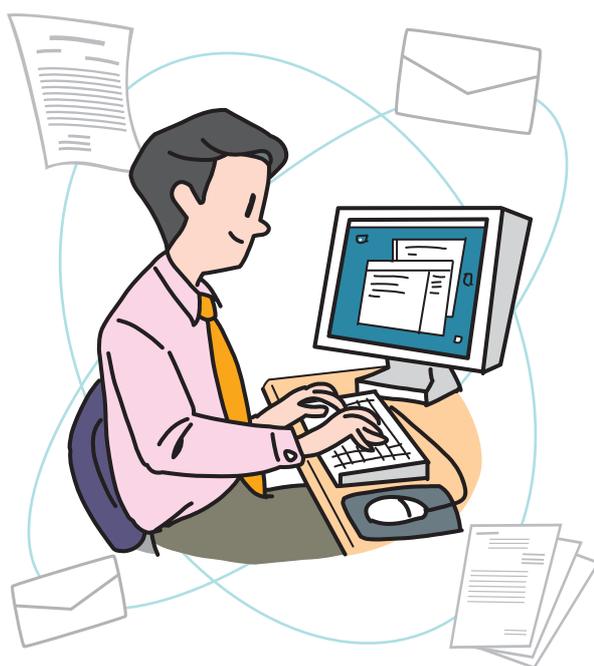
※オプトアウト：不要と意思表示しなかった人へ電子メールを送る

※スパム：受け手の意思を無視して一方的に電子メールを送る

色々難しいこともいいましたが、まずはどんなものか実際に消防団のホームページ (<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>) を見に行ってみてはどうでしょう。

参考文献：imidias 2003（集英社）

知恵蔵 2003（朝日新聞社）



イラク問題対策本部の設置及びテロ災害対策の強化等

救急救助課

米国等によるイラク攻撃の開始等を踏まえ、消防庁では次のような取り組みを実施しています。

1 イラク情勢の緊迫化を踏まえた対応

消防庁では、平成13年の米国同時多発テロ事件の発生及び米国等のアフガニスタンへの攻撃を踏まえ、消防庁長官を本部長とする「消防庁緊急テロ対策本部」を設置するとともに、各都道府県に対する危機管理体制の点検・強化、警戒体制の整備強化等の要請、全国の主な消防本部に対する生物・化学テロ対応資機材の無償貸付等を行うなど、国内におけるテロの発生の可能性を踏まえた対策を講じてきたところです。

3月18日、政府における安全保障会議が開催されるなど、イラク情勢等の緊迫化を踏まえ、消防庁に「イラク情勢を踏まえた消防庁テロ対策室」（対策室長：消防庁次長）を設置し、所要の警戒体制をとるとともに、各都道府県に対して通知を発出し、テロ災害発生に備えた警戒体制、緊急連絡体制の点検、整備等について要請しました。

2 米国等によるイラク国内への攻撃を踏まえた対応

3月20日、米国等によるイラクへの攻撃が開始され、内閣に「イラク問題対策本部」が設置されるとともに、「イラク問題に関する対処方針」が決定されました。これを踏まえ、消防庁に「消防庁イラク問題対策本部」（本部長：消防庁長官）を、また総務省に「総務省イラク問題対策本部」（本部長：官房長）を設置し、体制の強化を図り、所要の警戒体制をとるとともに、それぞれ第1回の会議を開催しました。また、同日、総務事務次官と消防庁長官との連名で、各都道府県知事に対し、テロ対策本部等の体制強化、テロ災害発生に備えた警戒体制、緊急連絡体制の強化、テロ災害発生時の迅速かつ的確な対応等を要請するとともに、消防庁次長からも、従前より要請してきた、緊急連絡体制の強化、テロ対応資機材の点検整備、テロ災害発生時の迅速かつ的確な対応等について、一層の体制強化を要請しました。

この結果、全ての都道府県においてテロ対策会議が開催されるなどの対応が図られたところです。



第1回 消防庁イラク問題対策本部会議(3月20日)

平成14年度「消防団地域活動表彰式・全国消防団員意見発表会」の開催結果の概要

消防課

平成14年度消防団地域活動表彰式・全国消防団員意見発表会が、去る3月27日（木）13時00分から日本消防会館「ニッショーホール」において、財団法人日本消防協会徳田正明会長、全国消防長会杉村哲也会長、都道府県消防主管課長会板垣茂男会長を来賓に迎え、盛大に挙行されました。

1 全国消防団員意見発表会（第1部：13:00～14:15）

全国の若手・中堅消防団員や女性消防団員から消防団活動に関する課題などについて発表していただくことにより、これら消防団員の意欲を一層喚起することを目的として、平成14年度から創設されました。

発表会では、石井隆一消防庁長官のあいさつと審査員の平野啓子氏による激励の後、11名の消防団員が発表を行いました。

2 消防団活動支援事業所報告会（第2部：14:25～15:40）

平成14年度の消防団地域活動表彰から、消防団員である勤務者を雇用するなど消防団に理解があり、消防団活動を支援している事業所を表彰対象に追加しました。

報告会では、受賞事業所のうち、特に他の模範となる事業所から、その事例を報告していただきました。

3 消防団地域活動・全国消防団員意見発表会表彰式（第3部：15:55～16:40）

表彰式では、意見発表会の審査結果発表の後、意見発表会表彰と消防団地域活動表彰（25消防団と活動報告会の事業所を含む11事業所）の代表者に表彰状等が授与されました。さらに、消防庁長官の式辞の後、来賓の方々から御祝辞を賜り、最後に受賞者を代表して、岐阜県白川町消防団の加藤一昭消防団長と岩手県太平洋セメント株式会社大船渡工場の七田雄二工場長が謝辞を述べました。

代表授与される島根県益田市消防団長



平林麻未さんによる意見発表の様子

■ 平成14年度全国消防団員意見発表会結果（敬称略）■

賞	都道府県	発表者名	所属団名	発表テーマ
最優秀賞	東京都	平林 麻未	八王子市消防団	もうひとつの手助け
優秀賞	愛媛県	向井 成美	松山市消防団	消防団員としての一年そして これから
優秀賞	大分県	前田 真宏	国東町消防団	定位にいーつけッ！
優良賞	青森県	田中 匡	大畑町消防団	蘇れ命
優良賞	千葉県	森 一之	市原市消防団	私と消防団
優良賞	新潟県	藤木 滋人	十日町市消防団	若者の憧れの的となる消防団組織をつくりたい
優良賞	長野県	宮島 剛史	伊那市消防団	消防団への意識の現状とわが団における取り組みについて
優良賞	京都府	濱中 祐一	野田川町消防団	私と消防団
優良賞	大阪府	松下 仁美	泉南市消防団	キーワードは「癒える女性消防団員」
優良賞	徳島県	阿部 直司	川島町消防団	川島町における消防防災組織の育成と消防自動車寄贈事業
優良賞	宮崎県	奥野 義孝	宮崎市消防団	消防団に入ろう！

※最優秀賞及び優秀賞者は第3部の代表受賞者

■ 消防団活動支援事業所報告会発表団体 ■

都道府県	事業所名	発表者名	発表テーマ
埼玉県	株式会社秩父富士	真下正総務部長	高い団員雇用率を誇る事業所
茨城県	京三電機株式会社	塩山知之人事企画部長	就業規則で全面支援する事業所
宮城県	有限会社村上工業	廣島文武専務	自社資機材を活用支援する事業所

■ 平成14年度消防団地域活動表彰受賞団体 ■

【消防団表彰】

都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名
北海道	岩見沢地区消防事務組合 岩見沢消防団	福井県	南越消防組合 武生消防団	奈良県	香芝市消防団	長崎県	佐世保市消防団
秋田県	能代市消防団	山梨県	韮崎市消防団	島根県	益田市消防団	熊本県	一の宮町消防団 第五分団
山形県	寒河江市消防団	岐阜県	白川町消防団	岡山県	岡山市消防団 石井分団	鹿児島県	吉松町消防団 中央分団
福島県	富岡町消防団	静岡県	裾野市消防団	広島県	福富町消防団	沖縄県	東部消防組合 消防団
栃木県	宇都宮市消防団	愛知県	大口町消防団	香川県	大野原町消防団		
群馬県	富岡市消防団 団本部	滋賀県	大津市消防団	高知県	高知市消防団 三里分団		
神奈川県	平塚市消防団	兵庫県	千種町消防団	福岡県	福岡市西消防団		

【事業所表彰】

都道府県	受賞事業所名	都道府県	受賞事業所名	都道府県	受賞事業所名
岩手県	太平洋セメント株式会社大船渡工場	富山県	日産化学工業株式会社富山工場	鳥取県	王子製紙株式会社米子工場
宮城県	有限会社村上工業	石川県	大同工業株式会社	山口県	日本精蠶株式会社徳山工場
茨城県	京三電機株式会社	三重県	日本トランスシティ株式会社	佐賀県	株式会社フタバ伊万里
埼玉県	株式会社秩父富士	和歌山県	株式会社丸瀧組		

※水色は表彰式における代表受賞団体

消防団メールマガジンの創刊

消防課

消防団は、地域防災の要として今後も果たしていく役割は大きいものの、近年の社会経済情勢の変化の影響などにより、団員数の減少や被雇用者（サラリーマン）団員の増加といったさまざまな課題に直面しています。

そこで、このたび、現行の消防庁ホームページにある消防団コーナー「消防団のホームページ」をリニューアルし、そこから消防団メールマガジンを発行することにより、消防団及び消防団員へ全国の消防団に関する情報を提供し、消防団活動の一層の活性化を推進するとともに、国民に対して消防思想の普及宣伝を行い、消防団に対する理解と協力を促すこととしました。

1 スケジュール

去る3月31日(月)に創刊号を配信しました。今後は月1回のペースで配信するとともに、増刊号を2か月に1回のペー

スで配信するほか、臨時号を必要に応じて配信します。

2 コンテンツ

- ①月刊号：消防庁からのメッセージや、消防庁の最新の施策、全国の消防団の最新情報などを掲載
- ②増刊号：消防関係団体からのメッセージやその団体の最新情報などを掲載
- ③臨時号：消防庁からの最新の通知・事業の内容や法律等の改正など、タイムリーな内容を掲載

3 購読の登録 消防団のホームページから登録(無料)

- ・消防団のホームページ
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>
- ・購読登録・バックナンバー閲覧
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/magazine/>

■ 平成14年度消防団地域活動表彰受賞団体 ■

【消防団表彰】

都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名	都道府県	受賞消防団名
北海道	岩見沢地区消防事務組合 岩見沢消防団	福井県	南越消防組合 武生消防団	奈良県	香芝市消防団	長崎県	佐世保市消防団
秋田県	能代市消防団	山梨県	韮崎市消防団	島根県	益田市消防団	熊本県	一の宮町消防団 第五分団
山形県	寒河江市消防団	岐阜県	白川町消防団	岡山県	岡山市消防団 石井分団	鹿児島県	吉松町消防団 中央分団
福島県	富岡町消防団	静岡県	裾野市消防団	広島県	福富町消防団	沖縄県	東部消防組合 消防団
栃木県	宇都宮市消防団	愛知県	大口町消防団	香川県	大野原町消防団		
群馬県	富岡市消防団 団本部	滋賀県	大津市消防団	高知県	高知市消防団 三里分団		
神奈川県	平塚市消防団	兵庫県	千種町消防団	福岡県	福岡市西消防団		

【事業所表彰】

都道府県	受賞事業所名	都道府県	受賞事業所名	都道府県	受賞事業所名
岩手県	太平洋セメント株式会社大船渡工場	富山県	日産化学工業株式会社富山工場	鳥取県	王子製紙株式会社米子工場
宮城県	有限会社村上工業	石川県	大同工業株式会社	山口県	日本精蠶株式会社徳山工場
茨城県	京三電機株式会社	三重県	日本トランスシティ株式会社	佐賀県	株式会社フタバ伊万里
埼玉県	株式会社秩父富士	和歌山県	株式会社丸濱組		

※水色は表彰式における代表受賞団体

消防団メールマガジンの創刊

消防課

消防団は、地域防災の要として今後も果たしていく役割は大きいものの、近年の社会経済情勢の変化の影響などにより、団員数の減少や被雇用者（サラリーマン）団員の増加といったさまざまな課題に直面しています。

そこで、このたび、現行の消防庁ホームページにある消防団コーナー「消防団のホームページ」をリニューアルし、そこから消防団メールマガジンを発行することにより、消防団及び消防団員へ全国の消防団に関する情報を提供し、消防団活動の一層の活性化を推進するとともに、国民に対して消防思想の普及宣伝を行い、消防団に対する理解と協力を促すこととしました。

1 スケジュール

去る3月31日(月)に創刊号を配信しました。今後は月1回のペースで配信するとともに、増刊号を2か月に1回のペース

で配信するほか、臨時号を必要に応じて配信します。

2 コンテンツ

- ①月刊号：消防庁からのメッセージや、消防庁の最新の施策、全国の消防団の最新情報などを掲載
- ②増刊号：消防関係団体からのメッセージやその団体の最新情報などを掲載
- ③臨時号：消防庁からの最新の通知・事業の内容や法律等の改正など、タイムリーな内容を掲載

3 購読の登録 消防団のホームページから登録(無料)

- ・消防団のホームページ
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>
- ・購読登録・バックナンバー閲覧
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/magazine/>

少年少女消防クラブフレンドシップ2003 「自分で守ろう みんなで守ろう」

防災課

去る3月26日（水）、全国から約500人の少年消防クラブ員等が、ニッショーホールに集まり、「少年少女消防クラブフレンドシップ2003」が開催されました。

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され、少年少女達が、小さい頃から火についての問題を身近な生活の中から見いだすことにより、火災の予防を図ることを目的とした組織です。

主な活動内容は、防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、実地見学などです。なお、平成14年5月1日現在、全国で6,042組織、クラブ員約47万人、指導者約1万8千人が活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：消防庁長官）では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動等について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。平成14年度までに、特に優良な少年消防クラブとして721団体、優良な少年消防クラブとして1,272団体、優良な指導者として653名を表彰しています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2003」は、第1部「表彰式」、第2部「アトラクション」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、消防庁長官から「特に優良

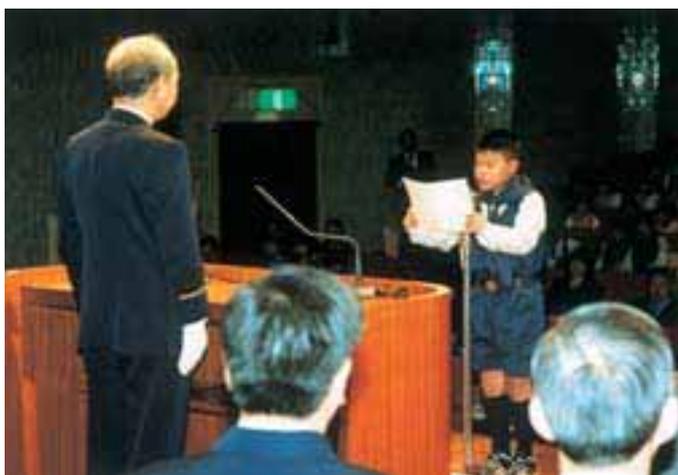
な少年消防クラブ」（表彰旗）16団体、「優良な少年消防クラブ」（表彰楯）31団体、「優良な指導者」12名が表彰を受けた後、火災予防活動を顕著に行っている新潟県の繁窪少年消防クラブの諏佐良輔さんが、受賞者代表の謝辞を述べました。

また、防災に関する基本的知識を少年少女向けにわかりやすく解説した「私の防災サバイバル手帳」が出席者全員に配布されました。

第2部「アトラクション」では、昭和24年に発足以来、都民と消防の架け橋として、演奏活動を通し防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏と東京都公認大道芸人・ハッピー吉沢さんによるコメディマジックショーを行いました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2003」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろう みんなで守ろう」を合い言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の活動にさらに励み、家庭や学校あるいは皆さんの住んでいる地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしくお願いします。



消防用設備等に係る消防法令の性能規定化 (消防用設備等の性能規定化に関する推進検討会中間とりまとめ)

予防課

1. 経緯

近年、消防法令に従来の仕様規定に加えて性能規定を導入することが要請されていること等を踏まえ、消防庁においては、昨年11月に「消防用設備等の性能規定化に関する推進検討会」(委員長:上原陽一横浜国立大学名誉教授。以下「検討会」)を開催し、消防法の性能規定化に向けた枠組みについて検討を進めてきました。今年3月に、これまでの議論を中間的に「消防用設備等に係る消防法令の性能規定化について」(以下「中間報告書」)としてとりまとめましたので、その概要を紹介します。

2. 中間報告書の概要

(1) 消防用設備等に求められる性能

「総合防火安全対策手法の開発調査検討委員会(消防総合プロジェクト)」(平成11~13年度)の検討を踏まえ、消防用設備等に求められる性能は、「初期拡大抑制性能」、「避難安全支援性能」及び「消防活動支援性能」の3つの性能に整理することが適当である。

(2) 「性能」に対する適合性の検証

現行の仕様書規定を適用する方法を引き続き重要な選択肢として位置付けるとともに、目的とする性能を明確にし、その客観的、普遍的かつ公正な検証法(「客観的検証法」)を示す方法と、既定の客観的検証法で対応できないものを、性能評価機関の評価に基づき国が認定する方法を用意することが適当である。

(3) 性能規定化導入に当たって防火安全性を担保する仕組みの確保

審査・検査、工事・点検等に関する諸制度は、仕様書規定を暗黙の前提として構築されており、これらの仕組みについても性能規定化に即した対応が必要になる。このため、消防職員の教育・訓練や消防設備士や消防設備点検資格者に必要な知識・技能を身につけさせる制度の構築が必要である。

(4) 性能規定化と検定制度、認定機関制度

検定規格の性能規定化を推進することと並行して、特例検定制度や指定認定機関制度を積極的に活用していく必要がある。また「国による認定」の場合、検定制度の対象から除外し、認定の一環として検証する方が合理的である。

(5) 性能規定化と令第32条

消防法施行令第32条については、新たな技術開発や技術的工夫を受け入れる部分は法制的には存在し得なくなると考えられるが、個別の防火対象物の事情等を勘案する部分は存続させることが必要である。

(6) 建築基準法の性能規定化との整合性

建築基準法と消防法は建築物の防火安全を確保する上で密接不可分な関係にあるため、消防法の性能規定化を図るに際しては、既に性能規定化が図られている建築基準法の考え方と十分な整合を図ることが必要である。

3. 今後の対応

消防法令への性能規定化の導入については、この検討会の議論や消防審議会答申を踏まえ、平成15年3月14日に消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案が国会へ提出されましたが、消防庁としては、この法律が成立した場合に備えて、この中間報告書の内容を踏まえ、具体的な制度のあり方について検討を深めることとしています。

東海地震に係る被害想定結果

防災課

中央防災会議「東海地震対策専門調査会」は、平成15年3月18日に東海地震に係る被害想定を次のとおり公表しました。これは、平成14年4月に地震防災対策強化地域が8都県263市町村に拡大したことに伴い、新たな東海地震対策や広域的な防災体制の確立等の検討に資するために行われたものです。今後、同専門調査会では、この被害想定結果を踏まえた防災対策の検討を行い、国や地方公共団体等の防災計画の見直しに反

映させることとしています。

なお、この被害想定結果は、平成14年8月29日に同専門調査会が公表した被害想定の一部（地震動及び液状化に伴う建物全壊棟数及び死者数）を再検討するとともに、新たに、火災、津波、急傾斜地崩壊等に伴う建物被害（全壊）及び人的被害（死者）、発災時の経済的被害等を加えたものです。

1. 被害想定手法の概要

この被害想定では、2つのモデル（Sモデル（応力降下量一定モデル）とDモデル（変位量一定モデル））と2通りの破壊開始点（静岡県西部と静岡県中央）を想定し、計4つのケースを対象に被害を試算していますが、最も大きな被害が予想される次のケースについて、その被害想定結果を紹介します。

(1) 規模等

- ア マグニチュード 8.0
イ モデル Sモデル

- ウ 震源地 静岡県中央

(2) 主な想定ケース

- ア 地震発生の時刻：5時、12時、18時の3ケースを想定
イ 津波による被害：地震動による水門の閉鎖不能等の場合も想定 人的被害については、避難意識が高い場合及び低い場合も想定
ウ 火災による被害：風速3m及び風速15mの場合を想定

2. 建物被害及び人的被害等の結果

(1) 建物被害の概要（全壊・延焼棟数）

【予知情報なしの場合】

項目		5時	12時	18時
揺れによる被害		約170,000棟		
液状化による被害		約26,000棟		
津波による被害		約6,800棟 (地震動による水門の閉鎖不能等の場合は約10,000棟)		
急傾斜地崩壊による被害		約7,700棟		
火災による被害	風速 3m	約14,000棟	約14,000棟	約110,000棟
	風速 15m	約50,000棟	約49,000棟	約250,000棟
合計		約230,000棟 ～約260,000棟	約230,000棟 ～約260,000棟	約320,000棟 ～約460,000棟

【予知情報ありの場合】

項目		5時	12時	18時
火災被害(延焼棟数)	風速 3m	約7,400棟	約7,400棟	約21,000棟
	風速 15m	約19,000棟	約19,000棟	約76,000棟
建物被害合計	風速 3m	約220,000棟	約220,000棟	約230,000棟
	風速 15m	約230,000棟	約230,000棟	約290,000棟

※ 予知情報ありの場合は、延焼棟数が減少すると予想されるため建物被害が減少します。
※ 揺れや液状化、津波、急傾斜地崩壊による被害棟数は予知情報なしの場合と同数です。

(2) 人的被害の概要

【予知情報なしの場合】

項目		5時	12時	18時
津波による被害	揺れによる被害	約6,700人	約3,400人	約3,400人
	避難意識が高い場合 (未避難率28.9%)	約400人	約200人	約200人
		(地震動による水門の閉鎖不能等の場合)		
		約700人	約400人	約400人
	避難意識が低い場合 (未避難率80%)	約1,400人	約600人	約700人
(地震動による水門の閉鎖不能等の場合)				
	約2,200人	約1,000人	約1,100人	
	海水浴客等の被害	・海水浴シーズンにおいては、滞留している海水浴客から多数の死傷者が発生する可能性がある。		
	急傾斜地崩壊による被害	約700人	約400人	約500人
火災の被害	阪神・淡路大震災の時と同様の風速3mの場合	約200人	約80人	約600人
	関東大震災の時と同様の風速15mの場合	約600人	約300人	約1,400人
	地すべり・大規模崩壊	地すべり、大規模崩壊の発生場所によっては、1箇所でも多数の死傷者が生じる場合がある。		
人的被害合計	死者	約7,900人～約9,200人	約4,100人～約4,700人	約4,600人～約5,900人
	水門の閉鎖不能の場合	約8,300人～約10,000人	約4,300人～約5,100人	約4,800人～約6,300人
	重傷者	約15,000人	約11,000人	約12,000人
	要救助者	約42,000人	約27,000人	約31,000人

【予知情報ありの場合】

項目		5時	12時	18時
人的被害合計	死者	約2,000人～約2,300人	約1,000人～約1,100人	約1,100人～約1,400人
	水門の閉鎖不能の場合	約2,000人～約2,400人	約1,000人～約1,200人	約1,100人～約1,500人
	重傷者	約4,000人	約3,000人	約3,300人
	要救助者	約11,000人	約6,800人	約7,900人

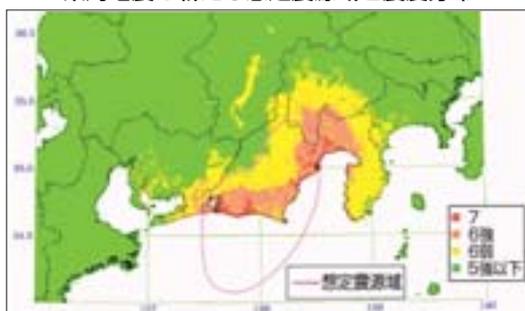
(3) 発災時の経済的影響

地震による施設や資産の直接被害と経済活動停止の影響、東西幹線交通停止の影響を算出し、それらの波及効果も含めた経済的被害を算出しています。

区分	予知なし(突発発災)	予知あり(警戒宣言)
直接被害 (個人住宅の被害、企業施設の被害、ライフライン被害等)	約26兆円	約22兆円
間接被害	約11兆円	約9兆円
生産停止による被害	約3兆円	約2兆円
東西間幹線交通被害	約2兆円	約2兆円
地域外等への波及	約6兆円	約5兆円
合計	約37兆円	約31兆円

※ 経済的被害に人的被害や公共土木被害については含んでいません。

東海地震の新たな想定震源域と震度分布



津波波高分布





独立行政法人消防研究所の最近の研究課題概要

独立行政法人消防研究所

1 はじめに

平成13年度からの5年間で中期目標期間とし、その間に消防研究所が達成すべき目標が「独立行政法人消防研究所中期目標」として総務省消防庁から示されています。消防研究所は、この目標を達成するための「独立行政法人消防研究所中期計画（以下、「中期計画」という。）」を作成し、災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発を行っております。

中期計画では、消防研究所が、我が国唯一の消防防災に関する総合的な研究機関としての責務を果たすべく、10の研究領域で基盤的な研究（基盤研究）を継続的に実施するとともに、社会的、行政的要請の高い「災害対応への情報化の促進」、「高齢者等災害時要援護者の安全確保の推進」、「消火・救急・救助活動の技術の高度化」、「危険性物質と危険物施設に対する安全評価」の4つの研究領域について、重点的に研究費を配分した研究（重点研究）を実施することを定めています。

表1 中期計画に定める10の基盤研究領域

- (1) 火災・燃焼・爆発に関する研究
- (2) 特殊な原因・特殊な環境下の火災に関する研究
- (3) 物質の安全性に関する研究
- (4) 施設の安全性に関する研究
- (5) 消火の理学・工学に関する研究
- (6) 建物の火災安全に関する研究
- (7) 消防用資材・機材に関する研究
- (8) 感知通報・電気火災に関する研究
- (9) 地震等自然災害に関する研究
- (10) 救急に関連する科学技術に関する研究

研究は、新しい課題に取り組むには準備期間が不可欠ですし、研究を開始してからも成果が得られるまでには時間が必要です。従って、その時々の消防防災の科学技術的ニーズに消防研究所が即応していくためには、逆説的ですが、基盤的で継続的な研究の積み重ねにより、研究者のポテンシャルを高め、維持しておくことが必要です。上述の10の基盤研究領域は、消防庁に設置された「消防防災科学技術懇話会」における、こうした視点からの審議を踏まえて決定されました。

2 重点研究課題に関する「計画性」と「柔軟性」の両立

中期目標で定めた期間の業務計画を中期計画として具体的かつ客観的に示すことにより、効率的かつ計画的な研究・開発を行おうというのが、独立行政法人制度における管理運営の基本となっています。消防研究所の中期計画でも、国民に対して提供するサービスなど業務の質の向上、業務効率の改善などに関して、中期目標期間である5年間の計画が示されています。重点研究課題についても、中期計画中で4つの重点領域と21の研究課題が具体的に掲げられており、この計画に沿って財源措置、人員配置の計画が進められています。

一方、消防防災の研究は、予期せぬ火災等災害の発生、科学技術動向、あるいは社会ニーズの変化などを踏まえて、重点的に実施する研究を変化させていく必然性が高いという特徴を有しており、当初予定していない研究に取り組める柔軟性も大切です。

消防研究所の中期計画では重点研究として取り組むべき研究課題を掲げた後に、「その他、中期目標期間中の社会的要請の変化、科学技術の情勢変化、及び消防研究所における基盤的研究成果により、重点的に取り組む必要性が発生した研究」を重点研究とすることが書き込まれております。年度を越えての予算執行が可能であるという独立行政法人の会計制度の柔軟性と相まって、重点研究開発実施の柔軟性を確保しています。

図1は、平成15年5月現在での、重点研究課題とその実施予定期間を示したタイムテーブルです。このタイムテーブルにある「廃棄物及びその処理施設の火災安全技術に関する研究」は、当初の中期計画には掲げられていなかった研究課題であり、火災災害の発生状況、環境問題に関連した社会情勢の変化などを踏まえて、追加的に取り組むこととした重点研究課題です。これまでも、平成13年9月1日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災に対応した研究を「中高層建物の上階延焼による被害軽減のための研究」の研究期間を変更して実施するなど、柔軟性と計画性の両立を確保しています。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
災害対応への情報化の促進	災害現場における消防活動を支援する情報システムの開発			地震時の防災情報の創出とシステム化に関する研究			
		林野火災の発生危険度と拡大を予測するシステムの開発					
				斜面崩壊現場の二次崩壊危険度予測手法に関する研究			
高齢者等災害時要援護者の安全確保対策の推進	住宅内電気器具の火災感知への応用技術確立		災害弱者の火災時避難安全のための警報・通報手法の開発				
	中高層建築物の上階延焼による被害軽減のための研究						
		建物火災に関する研究成果を有効に活用する技術の研究		大規模複合建築物等における避難誘導効果評価法に関する研究			
消火・救急・救助活動に係る技術の高度化の推進	ウォーターミストの消火機構と有効な適用方法に関する研究				新燃料自動車に求められる消火設備の能力に関する研究		
			消防用防護服の総合的な性能評価手法に関する研究				
			救急システムに関する研究				
		原子力施設に利用される物質の消火困難性解明のための研究					
		原子力施設における救助活動支援ロボット開発のための研究			消防活動支援のためのロボット技術開発に関する研究		
危険性物質と危険物施設に対する安全性評価	酸化性物質の危険性評価試験の調和に関する研究			廃棄物及びその処理施設の火災安全技術に関する研究			
		危険性判定試験方法の適正化に関する研究		新エネルギー源物質の危険性評価方法に関する研究			
	小規模タンクの地震時の安全性評価手法確立のための研究			石油タンクの経年劣化に伴う危険度予測手法の確立に関する研究			

図1 重点研究実施予定タイムテーブル(H15年5月現在)

3 平成15年度から新たに着手する重点研究課題

平成15年度から新たに以下の3つの重点研究課題に着手します。

1) 斜面崩壊現場の二次崩壊危険度予測手法に関する研究

斜面災害現場で行われる、行方不明者の救助や住民の避難誘導など活動の安全確保のため、崩壊面を監視して、崩壊の前兆となる変形や地下水の流出状況を遠隔測定し、その変化を抽出して崩壊面の状態の変化を監視する手法について研究します。

2) 廃棄物及びその処理施設の火災安全技術に関する研究

複雑な組成を有する有害物質を含む混合物であり、出火時には消火まで長時間を要する等消防防災対策上の課題が多い廃棄物及び廃棄物処理施設に対応し

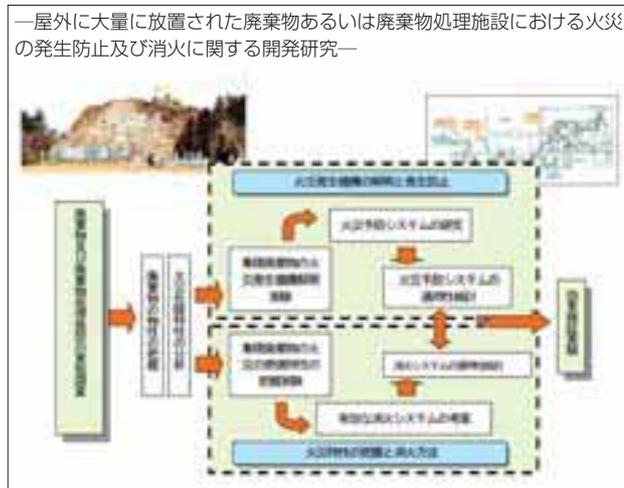


図2 廃棄物及びその処理施設の火災安全技術に関する研究

た出火防止策と消火技術の開発研究を行います。研究の計画の概要を図2に示します。

3) 石油タンクの経年劣化に伴う危険度予測手法の確立に関する研究

供用中の危険物施設の安全性評価手法を確立するため、仮想巨大沖地震の震源域付近に立地している石油コンビナート等の危険物施設を対象として、ごく短周期領域までの強震動を予測するとともに、石油タンク底板の経年劣化を非開放検査手法(AE法)により評価し、予測した地震動による経年劣化を考慮した石油タンクの応答解析を実施します。研究計画の概要は図3のとおりです。

4 おわりに

消防研究所が現在取り組んでいる研究の概要を重点研究課題を中心として紹介しました。この他にも、平成15年2月18日に韓国大邱市で発生した地下鉄火災に際しては、直ちに現地に専門研究者を派遣するなどの対応を行い、この火災を契機とした深層地下駅舎の火災安全に関する研究を平成15年度に立ち上げることを準備するなど、消防防災のニーズに則した研究を実施するよう努めております。消防研究所の研究活動概要などについては、ホームページ (<http://www.fri.go.jp/>) で随時提供しておりますのでご参照ください。

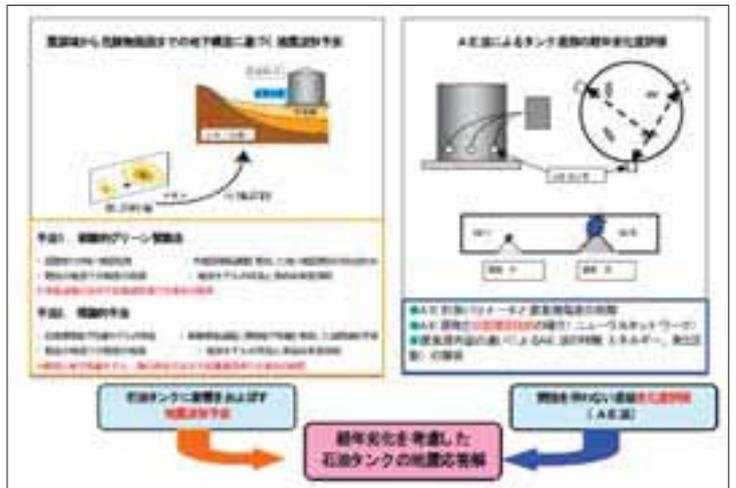


図3 石油タンクの経年劣化に伴う危険度予測手法の確立に関する研究



平成14年（1月～12月）における火災の概要（概数）

防災情報室

1 火災件数

(1) 総出火件数は対前年比16件の減少

平成14年における総出火件数は63,575件であり、これは、おおよそ1日あたり174件、8分に1件の火災が発生したことになります。

(2) 火災種別状況

火災種別ごとの状況については、次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年比較	増減率(%)
建物火災	34,110	53.6	-20	-0.1
林野火災	3,341	5.3	+334	+11.1
車両火災	7,774	12.2	-680	-8.0
船舶火災	112	0.2	-14	-11.1
航空機火災	4	0.0	-1	-20.0
その他火災	18,234	28.7	+365	+2.0
総出火件数	63,575	100.0	-16	-0.0

2 火災の死者及び負傷者の状況

火災による死者は2,232人で、平成13年と比べると37人の増加（+1.7%）となっています。火災種別ごとにみると、建物火災1,418人（前年比11人増+0.8%）、林野火災16人（9人減-36.0%）、車両火災333人（29人増+9.5%）、船舶火災1人（2人減-66.7%）、航空機火災5人（1人増+25.0%）、その他火災459人（7人増+1.5%）の死者が発生しています。

火災による負傷者は8,643人であり、平成13年と比べると399人の増加（+4.8%）となっています。火災種別ごとにみると、建物火災7,293人（前年比263人増+3.7%）、林野火災160人（2人減-1.2%）、車両火災411人（66人増+19.1%）、船舶火災11人（15人減-57.7%）、航空機火災0人（1人減-100.0%）、その他火災768人（88人増+12.9%）の負傷者が発生しています。

3 出火原因

全火災63,575件の出火原因については、別図のとおりです。なお、前年は、「放火」8,120件（12.8%）、「たばこ」6,769件（10.6%）、「放火の疑い」6,288件（9.9%）、「こんろ」5,962件（9.4%）、「たき火」4,051件（6.4%）の順となっています。

4 火災による損害状況

火災による損害状況は次表のとおりです。

		前年比較	増減率(%)	1日あたり	1件あたり
焼損棟数	46,165	-21	-0.0	126棟	1.4棟
り災世帯数	31,288	+513	+1.7	86世帯	2.0世帯
建物焼損床面積(m ²)	1,634,416	+35,774	+2.2	4,478m ²	47.9m ²
建物焼損表面積(m ²)	213,893	+42,948	+25.1	586m ²	6.3m ²
林野焼損面積(a)	264,279	+86,991	+49.1	724a	79.1a
損害額(万円)	17,400,468	+2,664,925	+18.1	47,673	274

5 消防庁の対策について

(1) 林野火災への取り組み

林野火災の件数は、前年と比較すると334件（+11.1%）の増加となっています。同火災、前期、平成14年（1月～9月）の件数は2,986件で、今期、平成14年（10月～12月）の件数355件（前年同期+81件）と合わせて延べ3,341件となっています。

また、今期の延べ焼損面積は約129haとなっており、前年同期の121haをやや上回りました。

消防庁では、平成14年3月22日に地方自治体に対し、「林野火災に対する警戒の強化について」の通知を発して注意喚起と被害拡大防止対策を促しました。また、同年5月には、学識経験者と林野庁など関係行政機関で構成する「林野火災対策に係る調査研究会」を設置し、火災現場の現地調査を実施するなど、今後の林野火災対策について検討を行い、平成15年3月に最終報告書を取りまとめ、林野火災対策の充実を図ることとしています。

さらに、毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間とし、統一標語を定めるなど様々な広報活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

今後とも、市町村が行う林野火災対策用資機材等整備の支援なども含め、林野火災予防対策の積極的な推

進を図ります。

(2) 住宅防火対策への取り組み

消防庁では、「住宅防火基本方針」に基づき住宅防火対策を推進し、死者発生数の大幅な低減、抑制を目指しています。

住宅火災の実態をみると住宅における死者の大半が「逃げ遅れ」により発生していることから、火災の早期発見、初期消火に役立つ住宅用火災警報器、住宅用消火器の普及の促進、火災拡大を抑制し、避難時間を確保する防災物品等の普及を推進しているところです。

また、住宅防火情報の提供として、住宅防火診断ソフト等をインターネットを活用して配信すると共に、福祉関係者及び婦人防火クラブ等による防火啓発用の小冊子等の配布などに取り組んでいます。今後、高齢化の一層の進展に伴い、住宅火災による死者が増加することが予想されることから、高齢者を中心とした住宅火災による死者の低減を図ることを目的とし、住宅防火対策の積極的な推進を図っているところです。

さらに、住宅火災による死者の低減という目標を確実に実行するため、これまでの取り組みに加え、規制

のあり方の検討、市場メカニズムの活用など多様な手段を用いて住宅防火対策をより積極的に推進するための方策を検討する予定です。

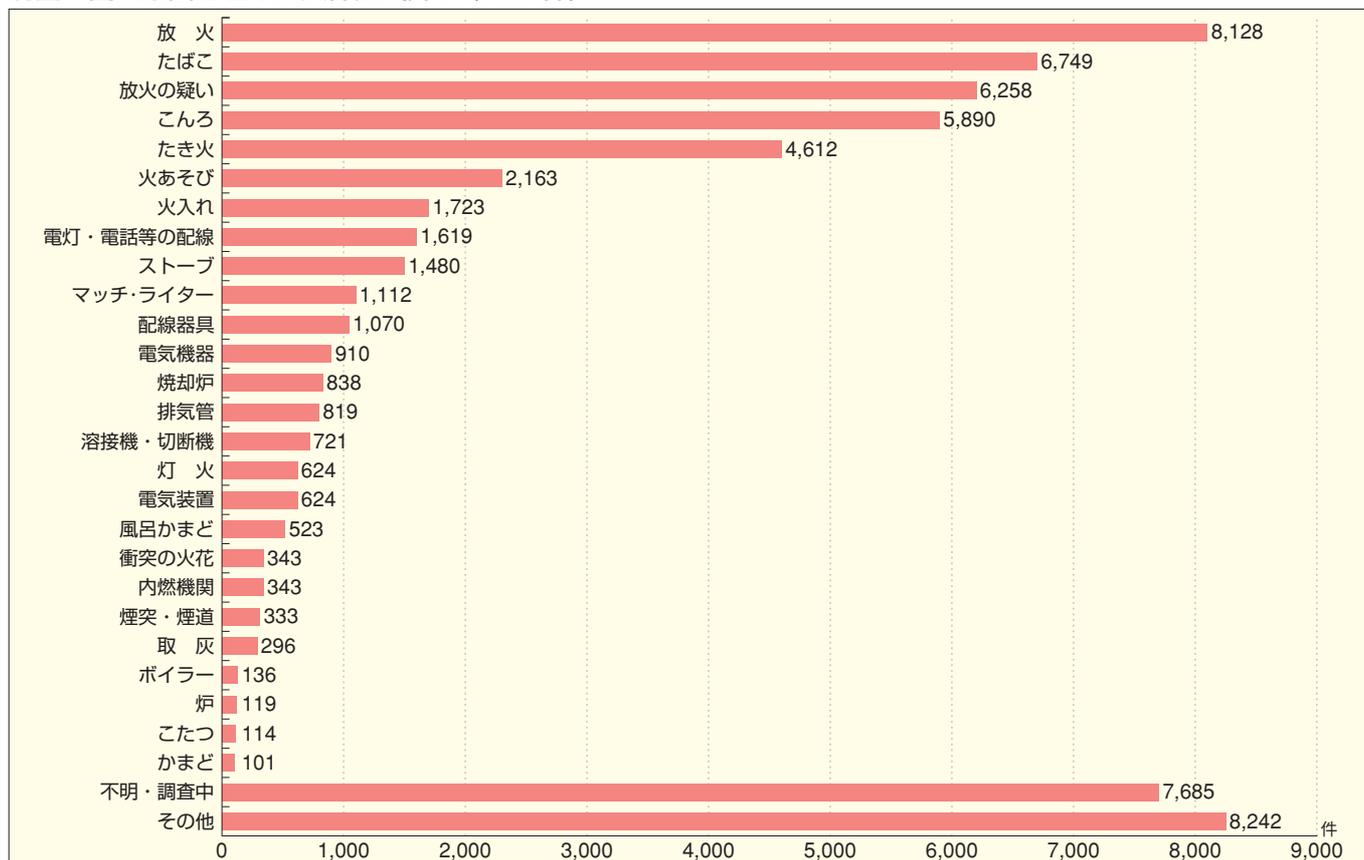
(3) 放火対策の推進への取り組み

放火火災は、全火災の2割を超え、特に大都市においては、火災原因の4割を超える都市もあるなど深刻な社会問題となっています。

消防庁では、春・秋の全国火災予防運動の重点目標のひとつとして「放火予防対策」を掲げ、放火されない環境づくりの推進など、地域ぐるみの放火防止対策及び自動車・オートバイ等のボディカバーの防災製品の推奨などソフト、ハードの両面から放火対策の推進を続けているところです。

特に大都市における放火対策の推進の一環として、各都市における放火対策の先進事例等を参考に、連続放火地区等において所轄消防機関と協同で放火対策を実施すると共に、消防機関に対する放火対策に係る情報提供を行うなど、関係機関とも連携しながら放火対策の推進を図ります。

別図 出火原因ごとの火災件数 (計63,575件)





新潟県 長岡市消防本部



新潟県 長岡市消防本部
消防長 田井 昭男

「災害に強いまちを目指して」

長岡市は、新潟県のほぼ中央に位置し、信濃川が市の中央を南北に流れており、昔から交通の要衝として開け、現在は、上越新幹線、北陸・関越自動車道等の高速交通網を背景に、コンピュータの関連機器産業の発展が著しく、国立長岡技術科学大学、長岡造形大学等が参加する産学官の連携での産業振興も盛んであり、文化施設では、国営越後丘陵公園、県立近代美術館、県立歴史博物館及び市立郷土史料館等が開設しております。

戊辰戦争と第二次世界大戦の長岡空襲と二度の戦災によって壊滅的な被害を受けましたが、人々の不撓不屈の努力で復興を成し遂げ、毎年、8月2・3日、長岡空襲の復興を祈念して始まった長岡まつりの大花火大会では正三尺玉、ナイアガラ大スターメインなどの大型花火が真夏の夜空を彩るこの一大イベントに、2日間で全国各地から約75万人の観光客が訪れております。

平成13年5月の通常国会における小泉首相の所信表明演説で「米百俵」の精神が一躍全国的に有名になり、この「米百俵」の精神を説く根底に、旧長岡藩の家訓である「常在戦場」があります。当消防本部では、これらを心の支えとして、訓練や災害活動に臨み、また、長岡出身の山本五十六が用いた言葉「やって見せて、言って聞かせて、やらせて見て、ほめてやらねば、人は動かず」を念頭に置き、部下の指導・育成に当たっています。

当消防本部の体制は、1本部、1署、3出張所、2分遣所、職員195人で、南隣の越路町の常備消防事務の受託地域を含め、管内人口約20万5千人を災害から守っています。

当消防本部は、救急業務に力を入れており、特色としては、医療機関の受入体制が非常に良いことであります。市内の基幹三病院が年間を通じ、輪番制により当番病院を行っており、また、救急隊員の資質向上を図るため、市医師会や病院の協力を得て、病院研修、救急講習会や医師、救急隊員等で構成する救急懇談会を開催しています。更には、医師の指導による心電図調査検討会を、救命救急センターでは、医師、救急隊員等が集まり症例検討会を、それぞれ毎月開催しています。これからも、メディカルコントロール体制の構築に向けて関係機関と一層の連携を図るとともに、救命率の向上に努めたいと思います。

平成7年1月の阪神淡路大震災後に、国の補助事業として「防災水利整備事業」が創設されたことから、長岡市が最初に事業を行い、市街地中心部を流れる福島江用水路に、有効貯水量約7,000～8,000立方メートルの水位調整ゲート2か所を整備して震災時の水利施設の強化を図るなど、種々の災害対策を実施しており、今後とも、災害に強いまちづくりを、職員一丸となって推進したいと考えております。



米百俵の群像（藩士が大参事小林虎三郎に支藩の三根山藩から送られた米の分配を迫る場面）



正三尺玉と長生橋にかかるナイアガラ大瀑布



水伝調整ゲートを使用した遠距離送水訓練

地下鉄車両火災を想定した消防訓練を実施

横浜市消防局

横浜市消防局では、韓国で発生した火災を踏まえ、3月7日(金)横浜市営地下鉄の新羽車両基地において、交通局との合同訓練を実施した。「走行中の列車内で放火による火災が発生し、最寄りの駅に停車した」ことを想定し、駅関係者による通報・連絡、軌条の電源遮断、初期消火及び避難誘導訓練、消防隊等による救助・救出、消火活動訓練等の総合訓練として実施した。

訓練を通じて、地下鉄駅舎、車両等の火災に対する警防活動体制と交通局(駅職員)との連携体制を確認した。



車両内乗客の救出活動

聴覚障害者の防火・救命講習会

前橋広域消防本部

前橋広域消防本部では、今年も3月1日に「聴覚障害者を対象にした防火・救命講習会」を開催し、前橋広域圏内に居住する聴覚障害者と手話を学ぶ健聴者が参加した。この企画は以前より手話を学んでいる職員が聴覚障害者から「職場で同僚が突然倒れ、数日後亡くなった。何もできなかったよ。」と手話で相談されたのがきっかけだ。それから7年、毎年聴覚障害者を対象にした行事を行い、今ではすっかり定着した行事の一つとなった。



手話による救命法の説明に真剣に見入る参加者

群馬県

消防

神奈川県

望くぼうろう楼

愛媛県

「函館大火」を忘れるな!

函館市消防本部

昭和9年3月21日の烈風下で発生した函館大火は、2,166名の尊い生命を奪った、函館市民にとって忘れることのできない火災である。

函館市消防本部では、この日を「函館大火のあった日」と定め、毎年、烈風下火災を想定した訓練を実施している。

今年は、大火後に延焼阻止線として設置された緑地帯を活用し、消防職員・団員・地域住民が一体となった訓練を行い防火意識の高揚を図った



烈風下火災消防訓練

通信

北海道

消防出初式

~女性消防団員が積極参画~

松山市消防局

松山市消防局では、3月16日(日)市民会館において約2,000人の参加を得て出初式を開催した。式は、従来の形式を一新し、表彰式、演技披露、機動部隊の観閲の3部に分け、女性消防団員62名を積極的に参画させ、受付、案内、進行、更に意見発表、規律訓練などに活躍し、大盛況のうちに終了した。この成果は、本市で9月に開催する第9回全国女性消防団員活性化愛媛大会を成功に導くための源となることを確信した。このような、女性消防団員の活動の場を更に拡げ充実し、消防団の活性化を積極的に推進する。



女性消防団員による規律訓練

A m o t i o n o f f i r e f i g h t i n g

コ ラ ム 2 0 0 3

C

O

I

U

M

N

容器イエローカード

危険物等の運搬又は移送中の事故においては、運転者等の適切な初期対応及び消防機関等に対する適切な情報提供が重要になります。この度、化学物質の容器輸送における緊急時対応を円滑にするため、従前のイエローカード制度を補完するものとして、「緊急時応急措置指針－容器イエローカード（ラベル方式）への適用」が(社)日本化学工業協会において作成されました。この指針は北米緊急時応急措置指針（2000年版緊急時応急措置指針）をベースとして、国内の実態に合わせ一部削除、追加及び修正したものとなっています。この指針においては、危険有害性と緊急時対応の観点から化学物質を56のグループに分類しています。危険物運搬容器などのラベルに化学物質に応じた応急措置指針番号を表示し（表示例参照）、緊急時においては、応急措置指針番

号を検索することにより、的確な対応をとることが可能となります。

容器イエローカードの普及により、事故発生現場で活動する消防機関等における対応の円滑化・迅速化や安全確保、被害拡大防止等が期待されることから消防庁では「危険物等の運搬中等における事故時の応急措置対策用資料の送付について」（平成15年3月13日付け消防危第24号消防庁危険物保安室長通知）を各都道府県に通知し、当指針について消防関係機関に周知しました。

また、消防庁では、容器イエローカードの応急措置指針番号に対応した緊急時応急措置指針の検索・表示システムを、防災情報システムのサブシステムとして運用中の危険物災害等情報支援システムに組み込む予定にしています。

表示例1 小型の容器

引火性あり	アセトニトリル
注意
危険性表示	有害性表示
.....
緊急連絡先 電話 〇〇〇〇〇〇	指針番号 131
〇〇〇〇株式会社	国連番号 1648

表示例3 ID番号に該当する小型容器

アジピン酸	
注意	
危険性表示	有害性表示
.....
緊急連絡先 電話 〇〇〇〇〇〇	指針番号 153
〇〇〇〇株式会社	国連番号 9077

* 国連番号の8000番台はID番号（北米独自の危険物）

表示例2 ドラム等の大型の容器

アセトニトリル			
危険物第4類第一石油類（消防法）			
危険等級Ⅱ 水溶性（消防法）			
医薬用外 劇物（毒劇法）			
LOT. NO			
出荷年月日	年	月	日
危険性表示	有害性表示	NET W/T	Kg
成分含量			
危険性			
有害性			
取扱い上の注意			
応急処置			
緊急時連絡先			
〇〇〇〇株式会社		△△事業所	
電話 〇〇〇〇〇〇		指針番号	
		131	
		国連番号	
		1648	
〇〇〇〇株式会社			

危険物安全週間

危険物保安室

1 目的

私たちの身の回りで、自動車・ストーブ・ボイラーなどの燃料や、プラスチック・塗料などの化学工業製品の原料などとして幅広く使用されている危険物は、現代の生活において必要不可欠なものとなっております。

一方、これらの危険物は、貯蔵又は取扱いを誤ると、引火性や爆発性等の高い火災危険性を有しており、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう危険なものであることから、その貯蔵取扱いに当たっては細心の注意をもって臨み、その安全確保に努めなければなりません。

また、危険物に係る事故は、管理不十分や操作ミスなどの人的な要因により発生している場合が多く、こうした事故の発生を未然に防止するためには、危険物の取扱いに従事する者の保安に対する意識の高揚や、各事業所における自主保安体制の確立が不可欠なものとなっております。

これらのことから、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所に対して保安の確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物に対する理解を深めていただくよう努めています。

2 期間

平成15年6月8日（日）から6月14日（土）

3 実施団体

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、(財)全国危険物安全協会

危険物関係諸団体

4 実施方針

国、都道府県、市町村、(財)全国危険物安全協会（各都道府県危険物安全協会連合会、各地区危険物安全協会）、その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安に関する広報等を行うとともに、危険物安全週間の趣旨に沿って各地域で行事を実施します。

(1) 実施の重点

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
 - (ア) 立入検査の集中的実施

- (イ) 自主保安体制の推進強化
- (ウ) 地下に埋設される危険物施設(タンク・配管等)からの漏えい事故防止対策の徹底
- (エ) 製造所、一般取扱所等の事故防止対策の徹底
- (オ) セルフスタンドなど給油取扱所における安全管理の徹底

- イ 危険物に関する知識の啓発普及
 - (ア) 危険物安全週間の趣旨の徹底
 - (イ) 講演会、研修会等の開催
 - (ウ) 危険物取扱者への指導

- ウ 危険物保安功労者及び優良危険物関係事業所等の表彰

(2) 実施する行事等

- ア 講演会、研修会等の開催
- イ 危険物の安全に関する標語等の募集
- ウ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報紙等を通じた危険物の保安確保の重要性に関する広報、啓発活動の実施
- エ 危険物についてのパンフレット等の配布
- オ 全国の消防機関による危険物関係事業所等に対する査察の実施
- カ 危険物関係事業所等の自衛消防組織等による消防訓練の実施
- キ 危険物保安功労者の表彰
- ク 優良危険物関係事業所の表彰
- ケ その他

5 危険物安全推進標語

「危険物 無事故の主役は あなたです」

6 危険物安全週間推進ポスターモデル

米倉 涼子さん（女優）

この「危険物安全週間」を通じて、危険物の取扱いに従事するの方々をはじめ、危険物に対する国民の理解を深め、事故のない、安全で豊かな社会を築いて行くこととしています。

住宅防火対策の推進 《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》

予防課

住宅火災による死者のうち半数以上が高齢者

平成13年中の火災による死者（放火自殺者等を除く）の実態をみると、建物火災における死者（1,119人）の約8割が住宅火災による死者（923人）であり、そのうち65歳以上の高齢者の死者（511人）が半数以上を占めています。今後も高齢化が進展することから、住宅火災による死者が急増することが懸念されます。

住宅用防災機器の設置や防災品の使用が効果的

住宅火災による死者の半数近くが22時から6時（425人）の就寝時間帯に発生しており、また死に至った経過をみると、逃げ遅れ者（628人）が約7割を占めています。高齢者等を中心とした死者の発生を防止するためには、本人の注意、自覚等に頼ることには限界があり、また身体の衰えにより行動能力が低下し、火災が発生した際の自力避難が非常に困難となることから、火災を未然に防止し、早期に発見でき、初期の段階で消火することのできる住宅用防災機器の設置や火災の拡大を防止できる防災品の普及促進が非常に効果的です。そこで、火災の出火防止、早期発見、初期消火、延焼防止の対策に適應する住宅用防災機器や防災品についてまとめてみました。

■ 火災を出さない！

火気を使用する器具からの火災は、ほとんどが取扱いの不適や不注意によるものですが、こんろによる火災では、出火原因の8割以上が「消し忘れ」によるものであり、また、ストーブによる火災では、出火原因の3割以上が「可燃物の接触・落下」によるもので占められています。近年は、技術の向上により出火防止のため様々な安全装置の付いた暖房器具・調理器具が普及しており、これらの器具を利用することは出火防止に極めて有効です。

■ 火災を早く知る！

火災を早期に発見できる住宅用防災機器として、煙や熱を自動的に感知して警報音で知らせる住宅用火災

警報器があります。火災に早く気付くことは、避難や消防機関に通報したり、初期消火や近所への助けを求めるといった行動が迅速にできます。このようなことから、住宅用火災警報器の設置は、住宅火災による死者の大幅な低減に大きく寄与するものと考えられます。また、最近ではガス漏れ警報器と一体となったものもあります。

■ 火災を早く消す！

火災による被害を最小限にするために、火災を初期段階で消火する消火器は、もっとも効果的な消火機器です。住宅にふさわしい消火器としては、軽量で操作が簡単であり、外観のみの点検で機能の維持を図ることが可能な「住宅用消火器」があります。また、比較的体力のない高齢者等にも効果的に扱える「エアゾール式簡易消火器」もあります。

その他、火災による熱を感知して自動的に消火する住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消火装置、レンジ用自動消火装置などの住宅用消火機器があります。これらの機器は、火災が発生すると自動的に消火を行うことから、取扱い訓練等の必要もなく、特に、高齢者、身体障害者等のいる家庭で設置することを薦めます。

■ 火災を拡大させない！

死者の発生した住宅火災の着火物をみると、「ふとん類」（193人）、次いで「衣類」（73人）となっていることから、寝具類や衣類、カーテン、じゅうたんなどに防災性能を有するものを使用することで、火災の拡大を防ぐことができます。また、車のボディカバーなどに防災品を使用することは、放火火災の防止にもつながります。

※住宅火災から命を守るため、ここで紹介した住宅用防災機器や防災品を積極的に設置、使用してください。「住宅用防災機器を設置しているから、防災品を使用しているのだから大丈夫」と安心せず、日頃の住宅防火対策の心がけをおろそかにしないようにしましょう。

災害弱者対策の推進

防災課

「災害弱者」とは、災害に対処するにあたって何らかの障害を持つ人々を意味し、

- ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、または困難な者。
- ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な者。
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な者。
- ・危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な者。

のように、定義されます。

具体的には「心身障害者」や「傷病者」を始め、体力的に衰えのある「高齢者」、また日常的には健常者であっても理解力・判断力が乏しい「乳幼児」や日本語の理解が十分でない「外国人」、さらに一時的なハンディキャップを負う者として「妊婦」や該当地域の地理に疎い「旅行者」などが考えられます。

長期にわたる避難生活が続くと、視覚・聴覚・肢体が不自由な方、外国人等、災害対応に障害を持つ人それぞれに、個別の多様なニーズが現れます。

このような災害弱者に対する対策は、既に各地方公共団体等において、様々な取り組みや検討がなされているところであります。以下、その一例を紹介しますと、

- ・高齢者の方々へボタンひとつで通報することができる装置の配布
- ・消防署、警察署、社会福祉協議会の三者が協力して、高齢者対策を実施する組織の発足
- ・ホームヘルパー、保健師等が高齢者宅を訪問し、住宅防火指導を実施する住宅防火協力員制度の創設
- ・視覚障害者宅への情報伝達用ファクシミリの貸与
- ・視覚障害者世帯への声の防災の手引き(カセットテープ)の配布

- ・外国語の防災啓発用パンフレットの作成
 - ・案内板等の外国語表示
 - ・災害時に使う外国人のための日本語マニュアルの作成
 - ・公共施設等のバリアフリー化
- といったものがみられます。

災害弱者の防災対策については、地方公共団体とコミュニティが一体となって、きめ細かな配慮をすることが重要です。

全国の多くの地域に、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき結成された自主防災組織やボランティア団体の方々が大勢おられます。効果的な災害弱者対策を推進するため、日常的に地域に密着し、詳細な情報を共有し、組織的な行動がとれる体制を有しているこれらの団体と行政が互いに連携・活動することに、大きな期待がかけられています。そして、これらの活動は地域の理解と協力があってこそ、最大限の効果が発揮できます。

高齢者や障害を持つ人々を災害から守るためには、地域住民一人ひとりの日頃からの心がけと災害時の適切な行動が必要です。このためにも、住民の皆様にはそれぞれの地域で実施される防災訓練や講習会等に積極的に参加して、防災知識や技術の習得に努めるとともに、災害時に、手助けの必要な人がご近所にどれだけおられるのか、考えてみてはいかがでしょうか。



石油コンビナート災害の防止

特殊災害室

石油コンビナート等災害防止法は、昭和49年12月に岡山県倉敷市水島の製油所で発生した重油流出事故等、石油コンビナート地帯で昭和40年代後半に災害が頻発したことを契機として昭和50年12月に制定された法律であり、大量の石油又は高圧ガスが集積している地域を石油コンビナート等特別防災区域に指定し、この区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図ることを目的として昭和51年6月に施行されました。

制定からこれまでの間の石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生状況を見ると、昭和51年の157件をピークに減少傾向にありましたが、平成6年以降増加に転じ、依然として発生件数は多い状況にあります。

平成13年中には、86件の事故が発生していますが、管理不十分や確認不十分などの人的要因による事故が約6割を占めており、過去3年間を見ても同様の傾向にあります。このようなヒューマンエラーを防止するために各種取り組みを強化するとともに、万が一災害が発生した場合においてもその拡大を防止するために万全な措置を講じることが必要です。特定事業者は、自らの防災体制が十分なものであるか、今一度点検を行いましょう。

1 特定防災施設等の点検実施及び適正な維持管理

流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等については、常に機能が十分に発揮できるよう維持管理することが大切です。このため、日頃から破損、亀裂、変形、損傷、著しい腐食等がないかどうかを確認し、異常の早期発見に努める必要があります。

2 防災資機材等の点検実施及び適正な維持管理

自衛防災組織等に備え付けられている大型化学消防車等の防災資機材等は、万が一火災などの災害が発生した際にその能力が十分に発揮されることが求められ

ますので、適正に維持管理することが必要です。

このためには、日常の始業点検はもとより、点検整備マニュアル等に基づき定期的な点検を励行し、適正な補修等に努めることが大切です。

また、発生した災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、防災資機材等に係る支援要請等について、予め近くの特設事業所と応援協定等を締結しておくことも必要です。

3 防災要員の教育訓練の実施

石油コンビナート災害に対処する防災要員には、専門的知識及び実践的防災活動技術が求められています。

しかし、過去の災害事例からは、防災資機材、消火設備等の操作ができなかったり、また、操作を誤ったために、迅速かつ的確な防災活動ができず、災害が拡大したことも報告されています。

これらの知識又は技術は、教育訓練、さらには実際の災害対応活動経験を通じて身につけるものですが、実際に災害を経験することは少ないと思われますので、特定事業者におかれましては、教育訓練をより一層充実すること等により、防災要員の能力の維持及び向上を図っていくことが大切です。

<過去3年間の事故件数及び事故要因>

		平成11年中	平成12年中	平成13年中
事故件数(件)		91	82	86
内訳	人的要因	61.5%	70.7%	58.1%
	物的要因	27.5%	29.3%	31.4%
	その他(不明等)	11.0%	—	10.5%

※人的要因：管理不十分、確認不十分、誤操作等
物的要因：腐食等劣化、破損、故障

3月の主な通知

発番号	日付	あて先	発行者	標 題
消防情第43号	平成15年3月5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成14年度消防防災無線通信施設の更新に要する経費について(通知)
消防情第45号	平成15年3月12日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	火災報告等オンライン処理システムの整備
消防危第24号	平成15年3月13日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物等の運搬中等における事故時の応急措置対策用資料の送付について
消防消第52号	平成15年3月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防団活動の充実強化について
消防消第53号	平成15年3月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防団メールマガジンの創刊について
消防安第13号	平成15年3月19日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	暫定適マーク制度及び自主点検報告表示制度の実施細目等について
消防安第10号	平成15年3月19日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	火災等原因調査制度・体制のあり方検討会報告書の送付について
消防予第91号	平成15年3月24日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る消防法令の性能規定化について(消防用設備等の性能規定化に関する推進検討会中間とりまとめ)の送付について
消防情第51号	平成15年3月24日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成15年度消防防災・震災対策現況調査の実施
消防消第62号	平成15年3月25日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	平成15年度消防施設整備計画実態調査の実施について
消防災第65号	平成15年3月26日	各都道府県知事	消防庁次長	防災・危機管理教育の充実・強化について
消防予第74号	平成15年3月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	構造改革特別区域法に係る農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応について
消防消第60号	平成15年3月28日	各都道府県知事	消防庁次長	市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)の一部改正について
消防消第59号	平成15年3月28日	各都道府県知事	消防庁長官、 国土交通事務次官	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について(通知)
消防消第58号	平成15年3月28日	各都道府県知事	消防庁次長	市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)の一部改正について
消防消第57号	平成15年3月28日	各都道府県知事	消防庁長官	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)
消防予第96号	平成15年3月28日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防法施行規則第31条の4第2項に規定する指定認定機関を指定する省令の一部を改正する省令の施行について
消防予第97号	平成15年3月28日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則が適用される充てん所に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について
消防危第26号	平成15年3月28日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	平成15年度「危険物安全週間」実施の取扱いについて
消防危第27号	平成15年3月28日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について
消防安第15号	平成15年3月28日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	暫定適マーク制度及び自主点検報告表示制度の周知用リーフレットの作製について
消防情第54号	平成15年3月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	平成14年(1月~12月)における火災の概要(概数)
消防災第77号	平成15年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	日本郵政公社の指定公共機関への指定等について
消防災第79号	平成15年3月31日	各都道府県知事	消防庁長官	火災・災害等即報要領の一部改正について
消防予第90号	平成15年3月31日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	防火対象物の実態等の調査について

消防庁人事

平成15年3月31日付

氏名	新	旧
秋山 恵	辞職(東京消防庁第四消防方面本部長へ)	消防大学校副校長
竹内 雅彦	出向(総務省大臣官房付へ)	総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官
和田 修	辞職(京都市消防局総務部庶務課長へ)	消防課課長補佐
伊藤 要	辞職(東京消防庁消防学校教養課へ)	予防課
石坂 敏明	辞職(東京消防庁総務部副参事(訟務担当)へ)	予防課防火安全室課長補佐
白銀 武郎	辞職(東京消防庁新宿消防署予防課防火管理担当係長へ)	予防課防火安全室企画調整係長
山口 克己	辞職(東京消防庁総務部企画課主要事業担当係長へ)	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室企画調査係長
川田 等	辞職(危険物保安技術協会業務企画部企画課課長代理へ)	予防課危険物保安室パイプライン係長
今井 太志	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	防災課災害対策官 併任 防災課課長補佐
渡邊 勉	辞職(川崎市消防局予防部危険物課へ)	防災課防災情報室
久保 耕平	辞職(北九州市消防局総務部人事企画課へ)	防災課防災情報室
黒田 晶信	辞職(静岡県総務部防災局防災政策室主幹へ)	防災課震災対策室震災対策専門官 併任 防災課震災対策室課長補佐

佐藤 文隆	退職(川崎市消防局幸消防署警防統括担当主幹へ)	防災課特殊災害室課長補佐
阿部 佳樹	退職(東京消防庁防災部水利課課長補佐兼計画係長へ)	防災課特殊災害室コンビナート保安係長 併任 防災課特殊災害室コンビナート審査係長
新 義孝	退職(石油公団備蓄業務部安全防災課課長代理へ)	消防大学校助教授
飯塚 謙二	長官付 出向(総務省大臣官房付へ)	独立行政法人消防研究所総務課長
中野健一郎	総務課 出向(総務省大臣官房秘書課へ)	独立行政法人消防研究所総務課
小島 公司	退職	消防大学校調査研究部長 併任 教授

平成15年4月1日付

氏名	新	旧
磯崎 陽輔	出向(総務省大臣官房付へ)	長官付 併任 内閣官房内閣参事官 (内閣官房副長官補付)
藤田 萬豊	防災課震災等応急室長	防災課震災対策室長
金子 照行	消防大学校副校長	東京消防庁秋川消防署長
長尾 一郎	併任解除 防災課理事官	総務課理事官 併任 防災課理事官 併任 防災課防災情報室理事官
安藤 博昭	長官付 出向(独立行政法人消防研究所総務課長へ)	総務省大臣官房秘書課課長補佐
中小路昌弘	総務課政策評価広報官 併任 総務課理事官	総務省大臣官房秘書課課長補佐
鈴木 稔郎	総務課課長補佐 出向(総務省行政評価局評価監視調査官へ)	総務課主幹・会計監査専門官事務取扱
古本 顕光	総務課主幹・会計監査専門官事務取扱	防災課主幹 併任 防災課防災情報室主幹 併任 防災課震災対策室主幹 併任 防災課特殊災害室主幹
番場 芳広	出向(総務省自治行政局選挙部選挙課選挙第一係長へ)	総務課表彰係長
児山 文一	総務課表彰係長	独立行政法人消防研究所総務課主査
山澤 謙一	併任解除	総務課広報係長 併任 総務課企画係長
尾崎 俊之	総務課企画係長	奈良県総務部市町村課主査
遠藤 崇	出向(総務省自治財政局交付税課へ)	総務課
長友 雅文	総務課	総務省大臣官房秘書課
逢坂 真徳	出向(総務省自治税務局固定資産税課へ)	総務課
田村美代治	出向(総務省自治行政局合併推進課行政体制整備室へ)	総務課
津曲 俊明	出向(総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室へ)	総務課
酒井 航	出向(総務省自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室へ)	総務課
岩崎林太郎	併任 総務課	総務省大臣官房秘書課
安藤 陽	総務課	総務省大臣官房秘書課
広富 将司	総務課	総務省大臣官房秘書課
宮野 義幸	総務課	総務省大臣官房秘書課
石川 裕一	総務課	総務省大臣官房秘書課
後藤 勝	総務課 出向(独立行政法人消防研究所総務課へ)	総務省大臣官房秘書課
吉武小二郎	消防課課長補佐	京都市消防局西京消防署警防課長
篠宮 正巳	出向(総務省自治財政局公営企業課計画係長へ)	消防課財政係長
桑原 健	消防課財政係長	総務省自治財政局財務調査課助成係長
工藤 学	消防課	総務省大臣官房秘書課
常木 孝浩	出向(総務省自治財政局地方債課へ)	消防課
庄慶 浩一	防災課震災等応急室課長補佐	予防課課長補佐 併任 防災課課長補佐
村上 明伸	予防課主査	川崎市消防局予防部危険物課
白水 伸英	出向(総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室へ)	予防課 併任 予防課防火安全室
石川 英寛	予防課 併任 予防課防火安全室	総務省大臣官房秘書課
阿部 伸之	併任 予防課	独立行政法人消防研究所基盤研究部
鳥枝 浩彰	予防課	
平野 敏行	予防課防火安全室課長補佐	川崎市消防局川崎消防署警防第2課長
佐藤 建五	予防課課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課危険物保安室課長補佐 併任 消防課課長補佐 併任 防災課課長補佐
滝 明	予防課防火安全室課長補佐 出向(内閣官房副長官補付参事官補佐(危機管理担当)へ)	予防課防火安全室制度係長・予防課違反処理対策官心得
手塚 康長	予防課防火安全室企画調整係長 併任 予防課防火安全室制度係長	東京消防庁赤坂消防署違反処理担当係長
安西 修	予防課危険物保安室企画調査係長	救急救助課国際緊急援助係長
中本 敦也	救急救助課国際協力係長・救急救助課国際協力官心得	予防課危険物保安室危険物第一係長
越谷 成一	予防課危険物保安室危険物第一係長	川崎市消防局総務部管理課副主幹
松浦 晃弘	予防課危険物保安室危険物第二係長	危険物保安技術協会業務企画部業務課課長代理
佐藤 睦	予防課危険物保安室パイプライン係長	東京消防庁大井消防署違反処理担当係長
緒方 啓一	防災課理事官	総務省大臣官房付
佐藤 健	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	防災課課長補佐 併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 内閣官房副長官補付

重徳 和彦	防災課災害対策官 併任 防災課課長補佐 併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課震災等応急室課長補佐 併任 防災課特殊災害室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
植田 達志	防災課震災対策専門官 併任 防災課課長補佐	静岡県中部農林事務所総務課総務係長
関 良雄	防災課主幹 併任 防災課防災情報室主幹 併任 防災課震災等応急室主幹 併任 防災課特殊災害室主幹	総務省大臣官房秘書課主査
長田 喜裕	防災課防災企画係長	防災課防災第一係長
木戸 正典	防災課震災対策係長	防災課防災第三係長
中瀬 元浩	防災課地域防災係長	三重県健康福祉部
小野寺晃彦	出向(総務省自治財政局財政課へ)	防災課 併任 防災課防災情報室
津田 正法	防災課	総務省大臣官房秘書課
森高 邦博	防災課	愛知県建設部用地課
村山 淳	出向(総務省自治行政局公務員部公務員課へ)	防災課
藤村 直貴	防災課	総務省大臣官房秘書課
市川 麻里	防災課防災情報室課長補佐	総務省情報通信政策局総務課課長補佐 併任 防災課防災情報室課長補佐 併任 防災課課長補佐
加賀谷清治	防災課防災情報室通信管理係長	防災課防災情報室通信企画係長 併任 防災課防災情報室通信管理係長
細川 直史	併任 防災課防災情報室通信企画係長	独立行政法人消防研究所基盤研究部主任研究官
武田 正	防災課震災等応急室課長補佐	防災課震災対策室課長補佐 併任 防災課課長補佐
丸山 隆志	防災課震災等応急室応急対策係長	防災課震災対策室計画係長 併任 防災課震災対策室事業係長
中越 康友	防災課震災等応急室広域応援係長	防災課防災第二係長
高砂 清彦	出向(総務省大臣官房付へ)	防災課特殊災害室理事官
渡邊 明宏	防災課特殊災害室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
渡邊 康之	出向(総務省自治行政局行政課行政第三係長へ)	防災課特殊災害室企画係長
井上 孝	防災課特殊災害室企画係長	総務省大臣官房秘書課主査
金原 建治	防災課特殊災害室コンビナート保安係長 併任 防災課特殊災害室コンビナート審査係長	北九州市消防局総務部総務課
大ヶ島照夫	出向(総務省行政評価局評価監視調査官へ)	救急救助課課長補佐
小池 敦郎	救急救助課課長補佐	総務省行政評価局総務課課長補佐
三枝 隆	救急救助課課長補佐 出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	救急救助課主幹
西澤 純夫	救急救助課主幹	消防大学校庶務課主幹・庶務課庶務係長事務取扱
加藤 晃一	予防課防火安全室課長補佐 併任 予防課違反処理対策官 併任 予防課課長補佐	救急救助課国際協力係長・救急救助課国際協力官心得
笠井 健司	救急救助課国際緊急援助係長	防災課震災対策室企画係長
打明 茂樹	消防大学校調査研究部長 併任 教授	大阪市消防局総務部人事厚生課長代理
山本 勲	消防大学校助教	石油公団備蓄業務部安全防災課課長代理
根塚 剛	消防大学校庶務課主幹・庶務課庶務係長事務取扱	総務省自治行政局自治政策課企画第一係長
飯野 育子	出向(独立行政法人消防研究所総務課主査へ)	消防大学校庶務課庶務主任
斉藤美津恵	消防大学校庶務課庶務主任	独立行政法人消防研究所総務課

広報テーマ

5月

- | | |
|--------------------|--------|
| ①消防団活動への理解と協力の呼びかけ | 消防課 |
| ②住民に対する応急手当の普及啓発 | 救急救助課 |
| ③風水害への備え | 防災課 |
| ④津波による災害の防止 | 震災等応急室 |

6月

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| ①危険物安全週間 | 危険物保安室 |
| ②住宅防火対策の推進
《住宅用防災機器の設置・防災品の普及促進》 | 予防課 |
| ③災害弱者対策の推進 | 防災課 |
| ④石油コンビナート災害の防止 | 特殊災害室 |

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力／(株)きょうせい